

森林除染に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年八月九日

森
まさこ

参議院議長 平田健二殿

森林除染に関する質問主意書

福島県における森林の除染は進んでおらず、多くの県民は不安を抱えながら生活している。除染が進まない森林の影響により、除染が実施された地域においても空間線量率が上昇することがあるとも言われている。福島県は森林で囲まれた中山間地域も多く、現行の除染では不十分である。このような状況に鑑み、以下、政府の見解を質問する。

一 政府は除染の効果について検証を行い、「除染関係ガイドライン」の改訂を早急に行わないのか。

二 「除染関係ガイドライン」では森林の除染は林縁から二十メートル程度の範囲を目安に行うこととされているが、政府は林縁から二十メートル程度とされている除染対象地域を拡大しないのか。

三 政府は樹木の伐採や放射性物質の拡散防止施設を設置可能にするとともに、森林除染のための新たな技術の導入や標準事業費の見直しを行わないのか。

四 国が進める森林除染において地元の林業事業者等を活用しないのか。

右質問する。

